

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 都市計画事業の認可(三件)……………一  
……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………一
- 建築基準法による一団地の区域……………一  
……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………二  
……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域に係る特定有害物質の種類の一部除外(三件)……………四  
……………(同)……………四
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………七  
……………(同)……………七
- 東京都選挙管理委員会事務局処務規程の一部改正……………九  
……………(同)……………九
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………九  
……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………九
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)……………九
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………二  
……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………二
- 土地収用法による収用の裁決手続開始(二件)……………二  
……………(東京都収用委員会)……………二

## 告示

### ●東京都告示第千三百七十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十六年十月七日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称 江戸川区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 二・十四号瑞江公園
- 三 事業施行期間 平成二十六年十月七日から平成二十八年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 江戸川区西瑞江三丁目地内 使用の部分 なし

### ●東京都告示第千三百七十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画緑地事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十六年十月七日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称 大田区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画緑地事業第六十八号鵜の木一丁目緑地
- 三 事業施行期間 平成二十六年十月七日から平成二十九年三月三十一日まで

### 四 事業地

取用の部分

大田区鵜の木一丁目地内

使用の部分

なし

### ●東京都告示第千三百八十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十六年十月七日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称 大田区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業第五・四・四号洗足公園
- 三 事業施行期間 平成二十六年十月七日から平成三十一年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 大田区南千束二丁目地内 使用の部分 なし

### ●東京都告示第千三百八十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十六年十月七日

東京都知事 外 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

世田谷区成城六丁目一番一から同番四まで、同番六、同番七十七、三百十一番、三百十二番一、同番三、三百十三番一、同番三、三百十四番一、三百十五番、三百十七番四、三百十八番三、三百十九番から三百三十番まで、三百三十一番一、同番六、三百三十二番、七百八番、七百九十六番一から同番四まで、七百九十七番から七百九十九番まで、千九十九番二、同番二、同番三、千四百四十一番二、同番四から同番七まで、千四百四十四番一、同番二、千四百四十五番、千四百十六番、千四百五十番一、千四百六十番三、千四百六十五番一、同番五から同番七まで、千八百八十五番一、同番二、千九百九十二番一、同番三から同番八まで、千九百九十九番、千二百十六番一及び成城七丁目千四百四十三番三

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千三百八十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十月七日

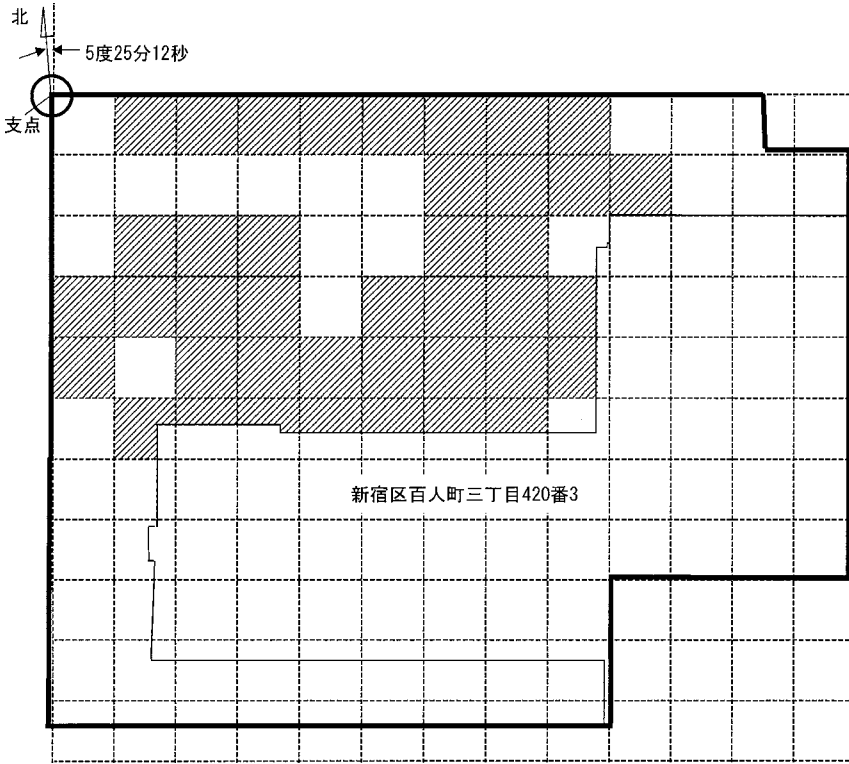
東京都知事 舩 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(新宿区百人町三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、セレン及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

別図



<支点>  
 支点は、新宿区百人町三丁目420番3の最北端とする。

<格子の回転角度> 5度25分12秒  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

<凡例>

—— 敷地境界線  
 - - - 単位区画境界線  
 ——— 調査対象地

▨ 形質変更時要届出区域

●東京都告示第千三百八十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

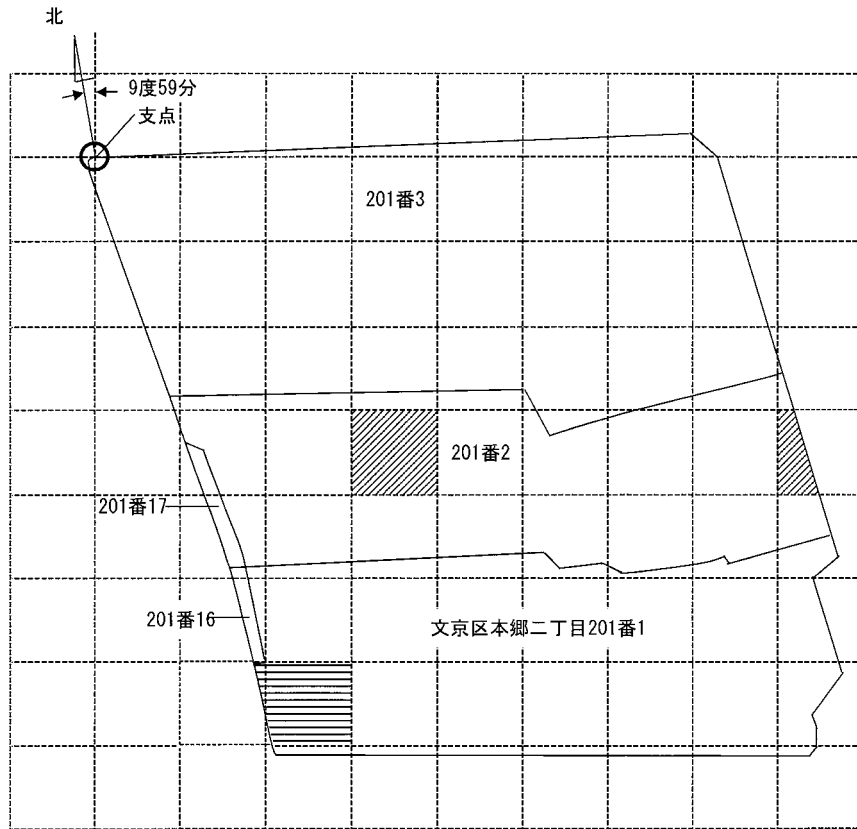
平成二十六年十月七日

東京都知事 舩 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（文京区本郷二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



<凡例>

- 単位区画境界線
- 筆境界線
- ▨ 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
- ▩ 形質変更時届出区域 (平成23年東京都告示第1346号により指定した区域)

<支点>  
 支点は、文京区本郷二丁目201番3の最北端とする。

<格子の回転角度> 9度59分  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千三百八十四号

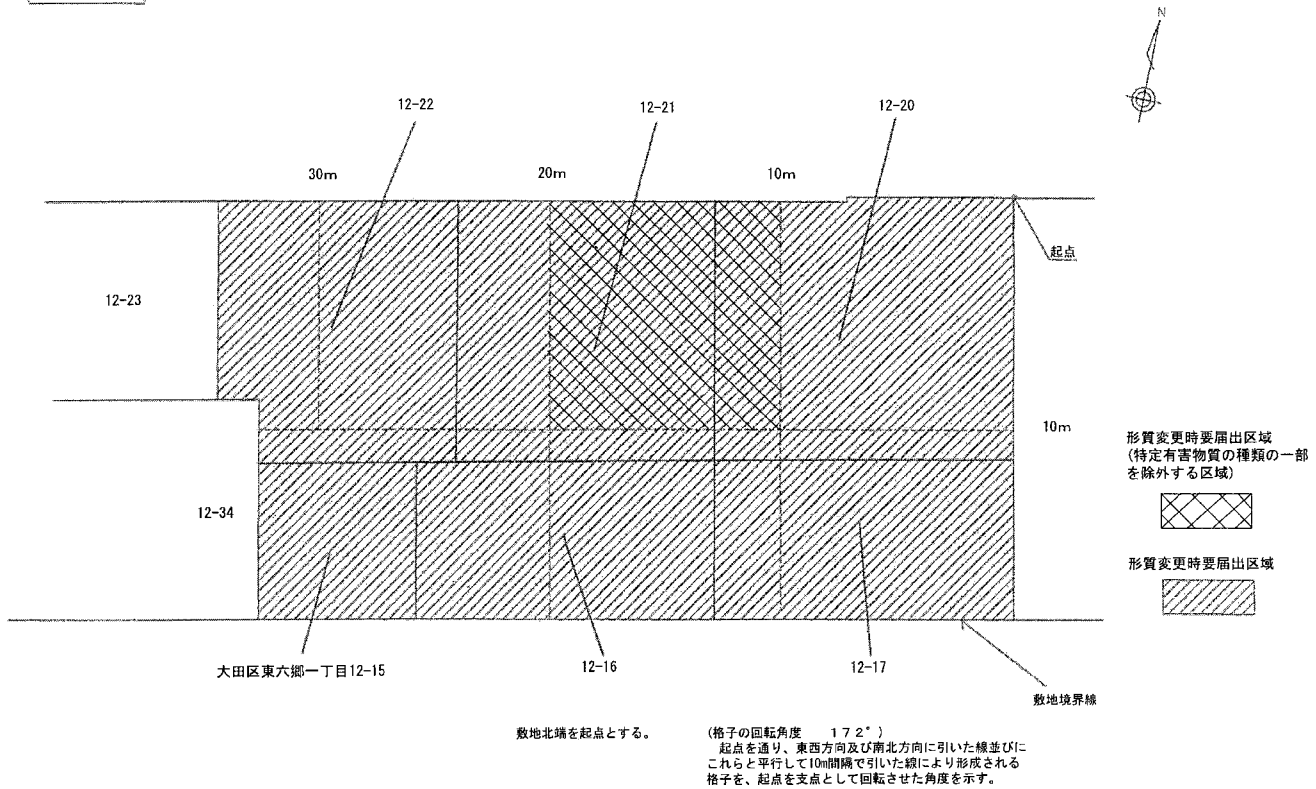
平成十九年東京都告示第千三百四十八号(土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定)により指定した区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)について、土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令(平成二十六年環境省令第二十三号)の施行に伴い、土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類の一部を除外するので、次のとおり告示する。

平成二十六年十月七日

東京都知事 舩添 要一

- 一 特定有害物質の種類の一部を除外する形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区東六郷一丁目地内)
- 二 除外する特定有害物質の種類 一・一―ジクロロエチレン

別 図



●東京都告示第千三百八十五号

平成二十四年東京都告示第千二百四号(土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定)により指定した区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)について、土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令(平成二十六年環境省令第二十三号)の施行に伴い、土壤汚染対策法施行規則(平成二十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類の一部を除外するので、次のとおり告示する。

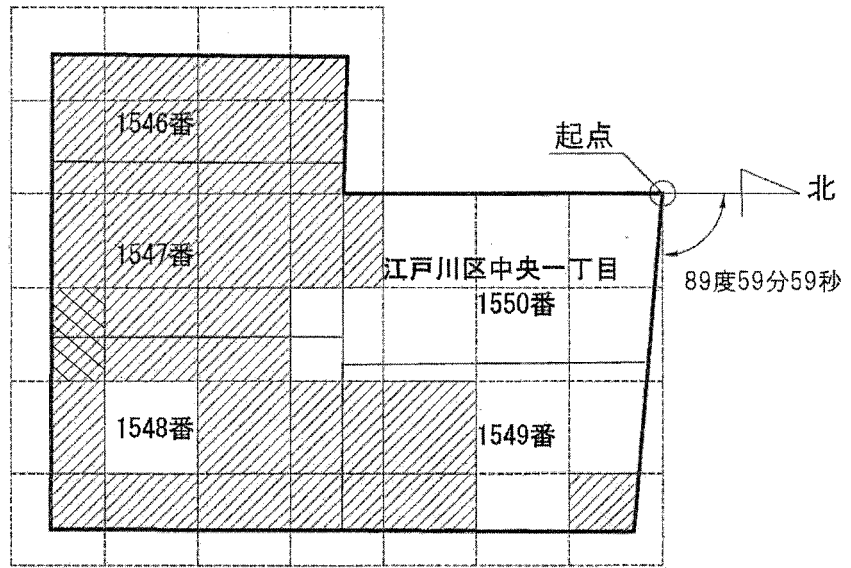
平成二十六年十月七日

東京都知事 舛添 要一

- 一 特定有害物質の種類の一部を除外する形質変更時要届出区域 別図のとおり(江戸川区中央一丁目地内)
- 二 除外する特定有害物質の種類 一・一・ジクロロエチレン

<別図>

- 凡例
- 単位区画
  - 筆境界
  - 敷地境界
  - ▨ 形質変更時要届出区域  
(特定有害物質の種類の一部を除外する区域)
  - ▧ 形質変更時要届出区域



**起点**  
 起点は、江戸川区中央一丁目1550番の最北端とする。

**格子の回転角度(89度59分59秒)**  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、起点を中心として右回りに回転した角度を示す。

●東京都告示第千三百八十六号

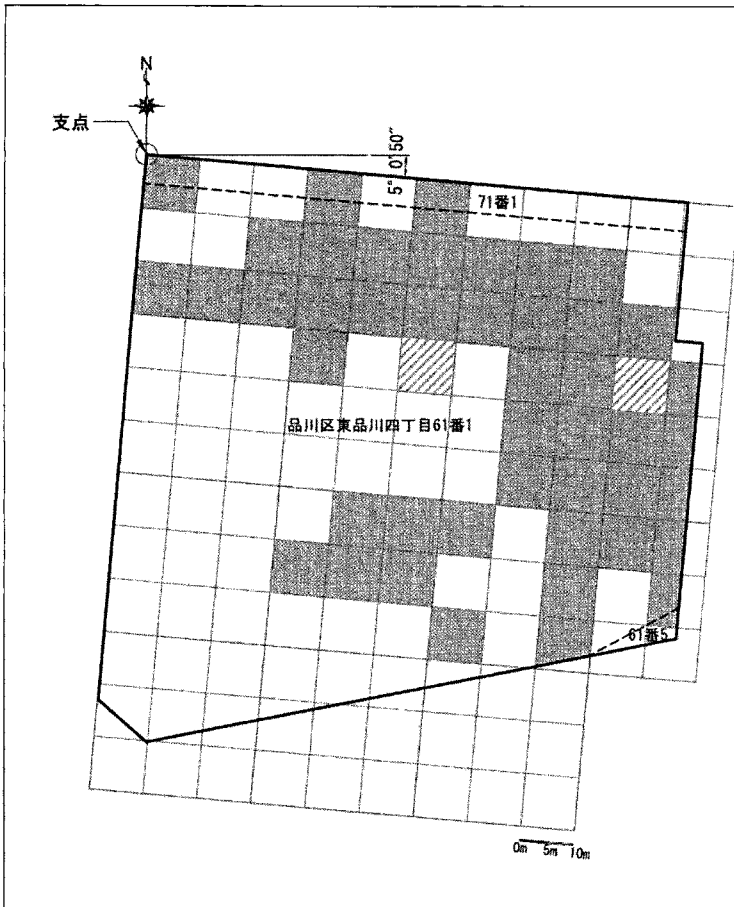
平成二十五年東京都告示第八百九十八号(土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定)により指定した区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)について、土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令(平成二十六年環境省令第二十三号)の施行に伴い、土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類の一部を除外するので、次のとおり告示する。

平成二十六年十月七日

東京都知事 舛添 要 一

- 一 特定有害物質の種類の一部を除外する形質変更時要届出区域 別図のとおり(品川区東品川四丁目地内)
- 二 除外する特定有害物質の種類 一・一―ジクロロエチレン

別図



**支点**  
 支点は、品川区東品川四丁目71番1の最北端とする。

**格子の回転角度**  
 5度0分50秒  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

- 凡例**
- 単位区画
  - 敷地境界
  - 筆境界
  - ▨▨▨▨ 形質変更時要届出区域 (特定有害物質の種類の一部を除外する区域)
  - ▧▧▧▧ 形質変更時要届出区域

●東京都告示第千三百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年十月七日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月七日

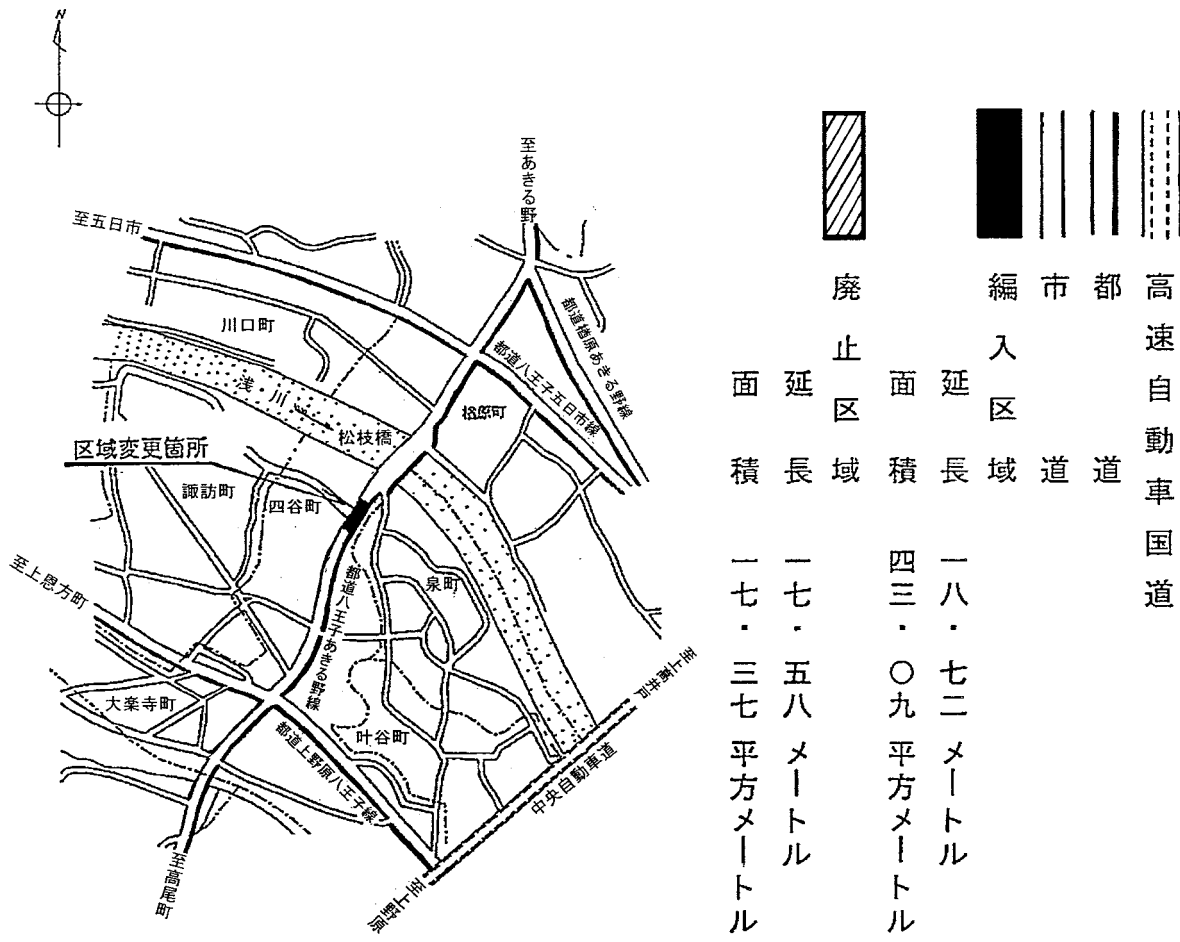
東京都知事 舛添 要 一

- 一 路線名 八王子あきる野
- 二 変更の区間 八王子市泉町千九百十番六十四地先から同所同番四十九地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道八王子あきる野線区域変更略図

八王子市泉町地内

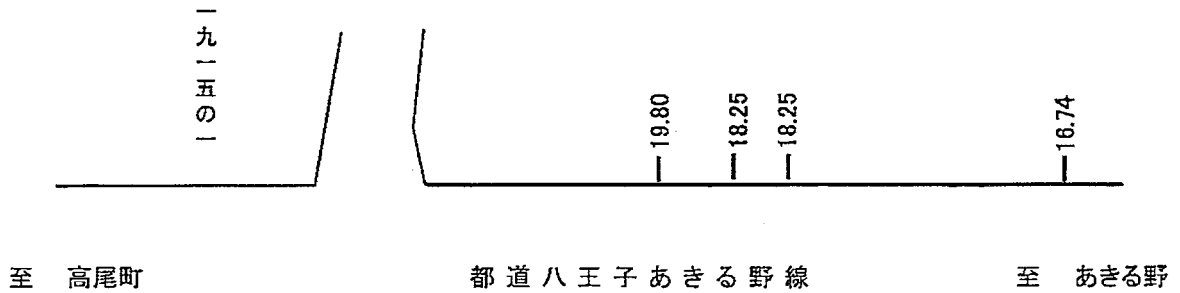


	廃止区域	面積	一七・三五平方メートル
	編入区域	面積	一八・七二平方メートル
	市道	延長	四三・〇九メートル
	都道	延長	一八・七二メートル
	高速自動車国道	延長	一七・三五メートル



八王子市

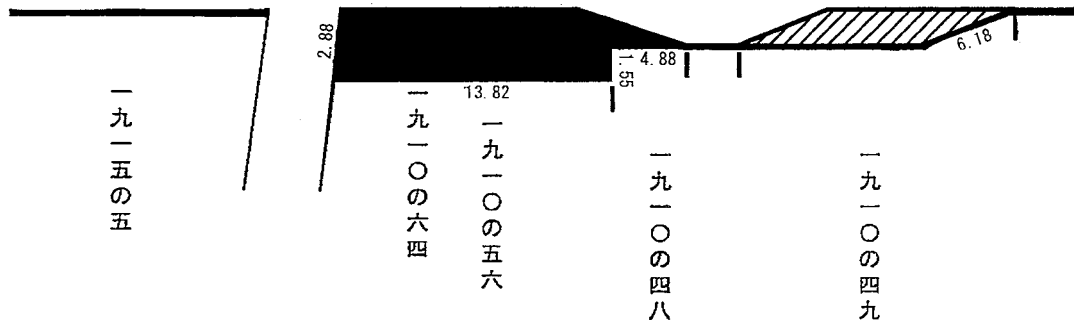
泉町



至高尾町

都道八王子あきる野線

至あきる野



一九一五の五

一九一〇の六四

一九一〇の五六

一九一〇の四八

一九一〇の四九



訓令(選)

●東京都選挙管理委員会訓令第1号

東京都選挙管理委員会事務局

東京都選挙管理委員会事務局処務規程(昭和四十四年東京都選挙管理委員会訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月七日

東京都選挙管理委員会

第六条の表選挙課の項第二号中「関すること」の下に「(総務課に属するものを除く。)」を加える。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年十月七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日  
平成二十六年九月四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人知的資源イニシアティブ

三 代表者の氏名

高山 正也

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田神保町二一三十一 神保町ハウスR

○四

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、意見交換や議論を行うためのフォーラムを開催するなどの知的情報資源(図書、雑誌、辞典類、データベース、インターネット情報源など)の整備・活用に関する調査研究事業、図書館等の設置者や運営者に対して助言を行う知的情報施設の設置・運営に関する支援事業、パンフレットの作成や配布、ホームページの開設などの知的情報資源の整備・活用に関する啓発事業を行う。これらの活動により、知的情報資源の構築とそれを利用した知的サービスの普及、発展、向上に必要な施策や提案を、関係者及び広く社会に提案し、実現していくことによって、知的サービスを基盤とする、創造的で活力あふれる社会の確立に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本介護支援協会

三 代表者の氏名

中田 清

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区平河町二丁目七番一号 塩崎ビル

五 定款に記載された目的

本会は、高齢者福祉を主として社会福祉事業の普及及び啓発を行い福祉社会の向上に寄与すること、開発途上国への介護技術の普及研修を行うことによりわが国及び国際的な高齢者福祉の向上と発展に貢献すること並びに高齢者福祉施設・事業所の健全な発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人じゃんぷ

三 代表者の氏名

田中 敏視

四 主たる事務所の所在地

東京都大田区池上六丁目二十四番十号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者とその家族が地域で自立した生活を送るために必要な支援及び、支援者の専門性向上のための啓発、学習の場を提供することにより、障害の有無を問わず、すべての人が自ら望む場で望む生活を送り、共に生きる地域社会の発展向上に寄与する事を目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第

一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年十月七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人演劇倶楽部・座

三 代表者の氏名

松本 敬通(壤 晴彦)

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区新宿五丁目九番十一号 アルメリア新宿

一F

五 定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の市民に対して、日本の言葉と声の文化遺産を継承し、次世代へ繋げていく機会を広げるため、詠み芝居等の公演及び朗読会の開催、情報提供及び出版物等の発行等を行うと共に、日本の伝統的な話芸等に関する体験講座(ワークショップ)等の開催、日本の伝統芸能に関する研究及び人材育成を行い、わが国の言語文化の普及と活性化に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ユース・ガーディアン

三 代表者の氏名

阿部 泰尚、佐々木 真人、黒澤 道典、柴田 鉄治

四 主たる事務所の所在地

東京都目黒区東山三丁目十六番三号 ウェル東山ビル

二階二〇二号室

五 定款に記載された目的

この法人は、はじめ、児童虐待、貧困など様々な原因により、学校や社会の中で孤立しかかっている子どもたちへの直接的支援や周囲の大人たちへの働きかけを通じて、問題の解決に取り組み、一人でも多くの子どもたちが健全に生活できる社会の実現を目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人捨て犬ゼロ

三 代表者の氏名

渡辺 直子

四 主たる事務所の所在地

東京都大田区矢口一丁目二十九番十九号

五 定款に記載された目的

この法人は、捨て犬、捨て猫や殺処分をなくすため、終生飼養が困難となった個人、団体、企業や、動物を収容している行政機関より犬猫を譲受、保護、譲渡する活動を行うことにより、一般市民に対して動物愛護精神の普及啓発活動を行い、もってすべての犬と猫が人間と共に

生できる社会づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人風とみらい

三 代表者の氏名

門田 水穂

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区上祖師谷四丁目三十七番二号 グレー

ス成城二一〇五

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業を通じて障害者の就労支援を行ない、障害者各人がその能力に応じて地域社会と関係性を築きながら働くことで、障害の有無にかかわらず個人が多様性を認めあい尊重しあえる地域社会づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本毛髪コミュニケーション

三 代表者の氏名

尾曲 博司

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区内神田三丁目五番一号 大畜ビル五

B AJMMC内

五 定款に記載された目的

この法人は、高度の知識と豊富な経験を有する会員相互の協力により、毛髪と頭皮に関するトラブルや不安をもっている方々の問題を解決するために、毛髪と頭皮に関する正しい情報の提供と啓蒙に関する活動を行い、より良い社会福祉の増進に寄与することを目的とする。  
(以上原文のまま掲載)

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。  
平成二十六年十月七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名 株式会社高島屋日本橋店

二 店舗所在地 中央区日本橋二丁目四番一号

三 設置者名 株式会社高島屋

四 意見

ア 聴取者 中央区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十六年九月八日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十六年十月七日から同年十一月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定

める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 伊野ビル

二 店舗所在地 多摩市貝取一丁目六十五番地一

三 設置者名 伊野 英三

四 意見

ア 聴取者 多摩市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十六年九月九日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十六年十月七日から同年十一月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。  
平成26年10月7日

東京都収用委員会

会長 内 山 忠 明

一 起業者の名称 東京都

2 事業の種類 東京都市計画道路事業補助線街路第81号線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、

地番、地目及び地積等

4 土地所有者の氏名及び住所

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

6 裁決手続開始決定年月日 平成26年9月18日

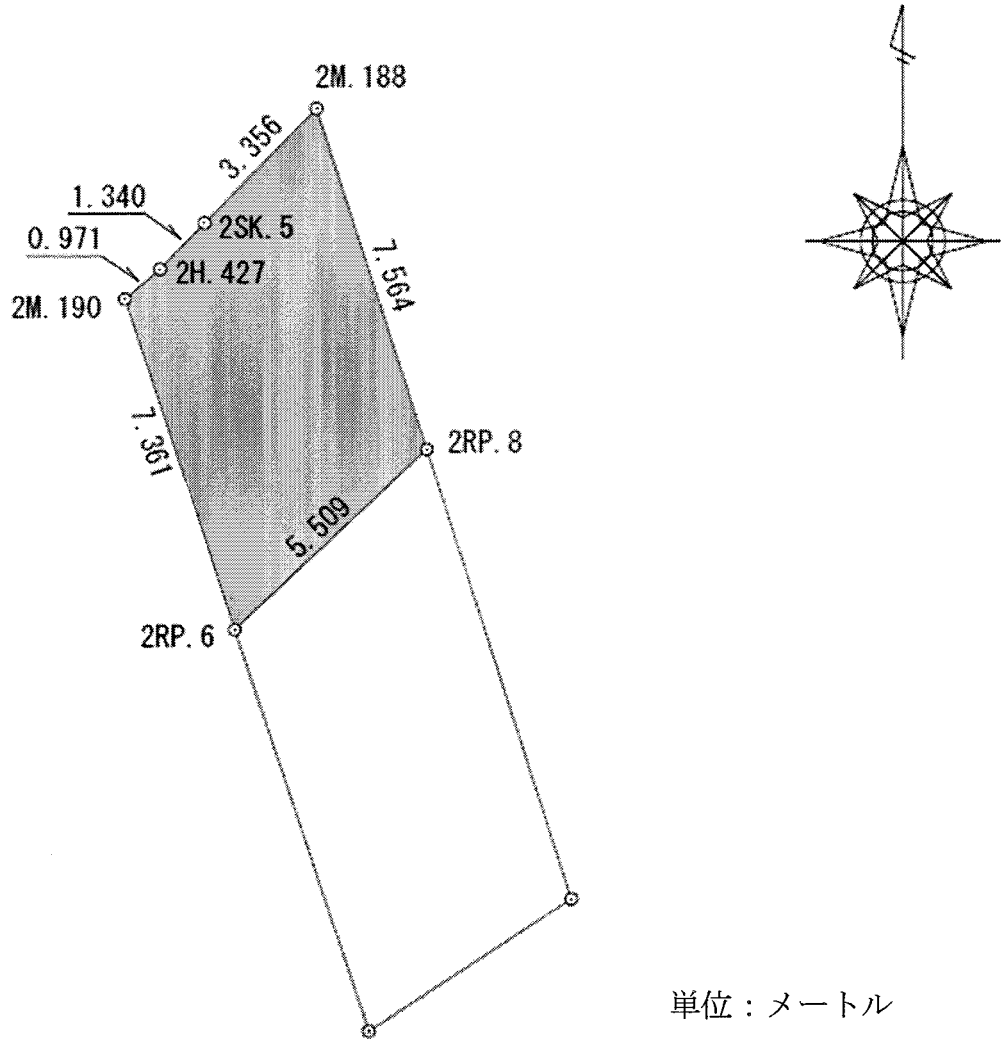
別記のとおり

別記

裁決手続の開始を決定した土地						土地に 土地に関して権利を有する関係人			備考		
所在地	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	権利の種類			
東京都豊島区東池袋五丁目	166番2	宅地	83.32 m <sup>2</sup>	83.31 m <sup>2</sup>	36.98 m <sup>2</sup>	安井祐司	東京都豊島区雑司が谷一丁目47番11号	市川瑞代 (準共有持分12分の7)	神奈川県鎌倉市腰越一丁目5番1号	借地権	別図のとおり
						日柴友絵 (準共有持分4分の1)	東京都荒川区西尾久八丁目45番11号	借地権			
						平野史郎 (準共有持分36分の1)	東京都練馬区中村北一丁目6番15-301号	借地権			
						加藤俊子 (準共有持分36分の5)	東京都練馬区中村北一丁目6番15-301号	借地権			

別 図

裁決手続の開始を決定した土地  
 東京都豊島区東池袋五丁目166番2のうち  
 36.98平方メートル



単位：メートル

測 点	標 識	X	Y	X-X	Y (X-X)
2RP. 8	刻み	-30354. 280	-9996. 223	11. 032	-110278. 332136
2M. 188	赤ベンキ	-30347. 068	-9998. 505	4. 784	-47832. 847920
2SK. 5	鉄	-30349. 496	-10000. 822	-3. 397	33972. 792334
2H. 427	コンクリート杭	-30350. 465	-10001. 748	-1. 607	16072. 809036
2M. 190	コンクリート杭	-30351. 103	-10002. 481	-7. 635	76368. 942435
2RP. 6	計算点	-30358. 100	-10000. 193	-3. 177	31770. 613161
				倍面積	73. 976910
				面積	36. 988455
				地積	36. 98 m <sup>2</sup>

<p>土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。</p> <p>平成26年10月7日</p> <p>東京都収用委員会</p>	<p>会長 内山 忠明</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 起業者の名称 東京都</li> <li>2 事業の種類 東京都市計画道路事業補助線街路第81号線</li> <li>3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 土地所有者の氏名及び住所</li> <li>5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類</li> <li>6 裁決手続開始決定年月日 平成26年9月18日</li> </ol>
---	---

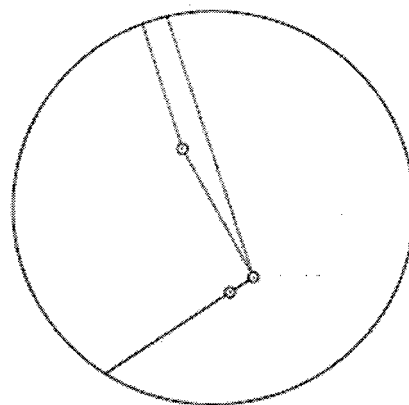
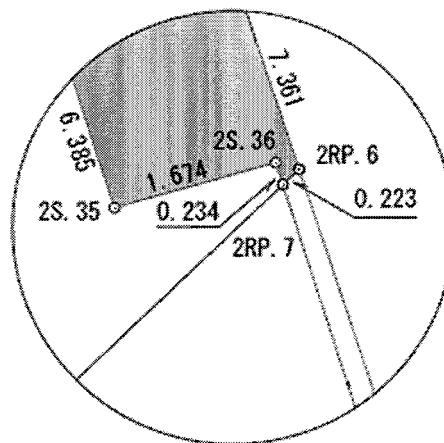
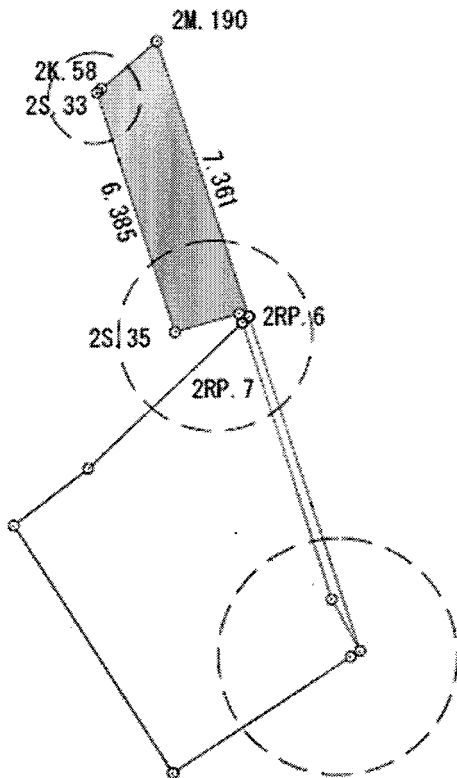
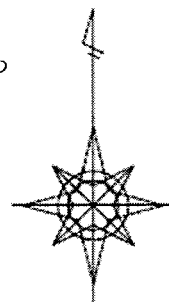
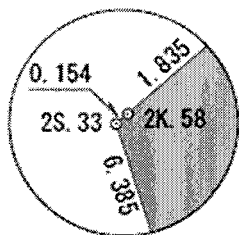
裁決手続の開始を決定した土地				土地所有者			土地に関して権利を有する関係人			備考	
所在地	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所		権利の種類
東京都豊島区東池袋五丁目	169番1	宅地	65.01 m <sup>2</sup>	65.00 m <sup>2</sup>	12.64 m <sup>2</sup>	足立照夫 (持分1000分の676)	東京都板橋区弥生町28番8号	市川瑞代 (準共有持分12分の7)	神奈川県鎌倉市腰越一丁目5番1号	借地権	別図のとおり
						足立義弘 (持分1000分の324)	千葉県船橋市本町四丁目12番26号	日榮友絵 (準共有持分4分の1)	東京都荒川区西尾久八丁目45番11号	借地権	
						平野史郎 (準共有持分36分の1)	東京都練馬区中村北一丁目6番15-301号	加藤俊子 (準共有持分36分の5)	東京都練馬区中村北一丁目6番15-301号	借地権	

別記

別記のとおり

別 図

裁決手続の開始を決定した土地  
 東京都豊島区東池袋五丁目169番1のうち  
 12.64平方メートル



単位：メートル

測 点	標 識	X	Y	X-X	Y (X-X)
2M.190	コンクリート杭	-30351.103	-10002.481	-5.791	57924.367471
2K.58	鉄	-30352.309	-10003.865	1.307	-13075.051555
2S.33	鉄	-30352.410	-10003.982	6.182	-61844.616724
2S.35	計算点	-30358.491	-10002.035	5.621	-56221.438735
2S.36	計算点	-30358.031	-10000.425	-0.236	2360.100300
2RP.7	計算点	-30358.255	-10000.354	0.069	-690.024426
2RP.6	計算点	-30358.100	-10000.193	-7.152	71521.380336
倍面積					25.283333
面積					12.6416665
地積					12.64 m <sup>2</sup>

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価

本号  
 一箇月 五〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
 東京都文京区小石川二丁目三番七  
 号(代)

郵便番号  
 112-0002